

平成26年度 第5回 役員会議事要旨

日 時 平成26年6月11日(水) 10時30分～12時04分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 宮崎理事, 吉田理事

欠席者 なし

陪席者 北村監事

○ 学長から, 平成26年度第4回の役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

- (1) 平成26年度評価反映特別経費に係る業務の評価の配分基準等について(案)

学長から, 本件について, IR室から提供される, 部局の教学, 学術, 社会貢献及び経営基盤における諸活動の成果に関する情報に基づき評価を行うために, 平成26年度評価反映特別経費の業務の評価の配分基準等について定めるものである旨の説明があった。

次いで, 岩本理事から, 教学(教育)の視点13項目(重点評価2項目), 学術(研究)の視点4項目, 社会貢献(地域・国際貢献)の視点4項目(重点評価1項目), 経営基盤の視点3項目の計24項目を設定すること, また, 各評価項目の目的等により, 設定する達成度に応じた評価, 実績件数及び実績率による評価, 学内または全国の平均との比較による評価, 前年度との比較による評価, 過去の年度平均との比較による評価及び貢献度による評価を実施するとの説明があった。

さらに, 特に取り組みを強化する事項として重点評価項目の詳細な説明があり, 審議の結果了承された。

- (2) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学業務方法書の変更について

学長から、本件は、文部科学省から国立大学法人に対する業務方法書の変更手続きに関する事務連絡に基づき行うものである旨の説明があった。

次に、総務課長より業務方法書について、また業務委託の基準の変更箇所である号ずれ、競争入札その他の契約に関する基本的事項についての変更点、附則の適用年月日について説明があった。

協議の結果了承され、直近の経営協議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(2) 平成25年度自己点検・評価書(案)及び平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

学長から、本件について、本学独自に作成し公表する「平成25年度自己点検・評価書」(案)及び平成26年6月30日までに国立大学法人評価委員会に提出する「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書」(案)に関する案件である旨の説明があった。

次いで、岩本理事から、自己点検・評価書(案)と実績報告書(案)の関連及び概要についての説明があった。また、自己評価「Ⅱ」～「Ⅳ」となった年度計画についての内容説明、及び、提出までのスケジュール、並びに今後の修正は学長に一任いただきたい旨の説明があった。

協議の結果了承され、直近の経営協議会、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

(3) 年俸制に関する基本的な方針について

岩本理事から、本件について、文部科学省より本学は10%の教員への導入が求められており、教育研究評議会において設置された年俸制導入検討部会において検討を進めている旨の説明があった。

さらに、本学における年俸制に対する基本的な方針、平成26年10月1日付で年俸制を導入し、既に在籍する大学教員が適用を希望する場合は学長が業績審査を行ったうえで決定する、導入日以降採用される大学教員は原則年俸制を適用するという方向性が示された。

協議の結果了承され、直近の経営協議会、教育研究評議会及びその後の役員会で審議することとなった。

- (4) 国立大学法人佐賀大学農学部規則の一部改正について
教務課長から、本件について、早期卒業に関する必要な事項については各学部が別に定めることとなっていることから、佐賀大学農学部規則の一部を改正するものである旨の説明があった。
学長から、早期卒業の適用及び判定に関する内規（案）について、早期卒業を申請する要件であり卒業要件が明記されていないこと、成績について、GPAで統一した方がいいのではないか等の意見があり、協議の結果、再度農学部において検討することとされた。
- (5) 佐賀大学におけるアクティブ・ラーニングの推進に関する方針（案）の制定について
教務課長から、本件について、学生が主体的に学ぶ教育への転換を図り、全学的にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた講義の充実及び主体的学びを支援する教育環境の整備を行い、教育の質的向上を推進するために方針を制定する旨の説明があった。
アクティブ・ラーニングの定義を明確にするべきではないか、本学の他の方針とのつくりが違ふ、方針とは別に実施例を例示する等の意見があり、協議の結果、再度教育委員会において検討することとされた。
- (6) ファカルティ・ディベロップメント（FD）の定義（案）の制定について
教務課長から、本件について、教員や学部等が組織的に教員の教育力向上を図るために取り組んでいる活動がFDに当たるか不明確であるため、FDの定義を定める旨の説明があった。
FDの定義の制定ではなく、意味を周知するものにすると実効性がある、FDの具体的事例をいれ、FD・SDがセットでわかるようにしてはどうか等の意見があり、再度教育委員会で検討することとされた。
- (7) その他
特になし。

【 報告事項 】

- (1) 平成26年度会計監査人の選任について
岩本理事から、本件について、本学から3法人を選考し、文部科学省へ提出していたところ、平成26年5月28日付け文部科学省からの通知により、本学の平成26年度会計監査人に「新日本有限責任監査法人」が選任された旨の報告があった。

(2) 佐賀大学とジャカルタ国立大学（インドネシア）との大学間学術交流協定の締結について

(3) 佐賀大学とブラウィジャヤ大学（インドネシア）との大学間学術交流協定の締結について

学長から、2大学との学術交流協定締結の報告があった。

なお、次回から大学間の学術交流協定を締結する場合には、危機管理や大学のガバナンスの観点から、役員会及び教育研究評議会で審議の上決定することとするとの発言があった。

(4) その他

特になし。

以 上